

議案第 9 2 号

京丹後市文化財保存活用基金条例の制定について

京丹後市文化財保存活用基金条例を別記のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

文化庁認定を受けた京丹後市文化財保存活用地域計画に基づく文化財の保存及び活用を進めるため、京丹後市文化財保存活用基金を設置するものである。

(別記)

京丹後市文化財保存活用基金条例

(設置)

第1条 本市の文化財の保存及び活用の事業を推進するため、京丹後市文化財保存活用基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(京丹後市ふるさと応援寄附金条例の一部改正)

2 京丹後市ふるさと応援寄附金条例（平成20年京丹後市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 京丹後市文化財保存活用基金事業

京丹後市ふるさと応援寄附金条例(平成20年京丹後市条例第43号)新旧対照表【附則関係】

現行	改正案
京丹後市ふるさと応援寄附金条例 平成20年9月30日 条例第43号 第1条（略） （寄附金の使途指定） 第2条（略） 2 寄附者は、寄附金の使途を指定するときは、次に掲げる事業の中から指定するものとする。 （1）～（9）（略） <u>（10）</u>（略） 3（略） 第3条～第7条（略）	京丹後市ふるさと応援寄附金条例 平成20年9月30日 条例第43号 第1条（略） （寄附金の使途指定） 第2条（略） 2 寄附者は、寄附金の使途を指定するときは、次に掲げる事業の中から指定するものとする。 （1）～（9）（略） <u>（10）京丹後市文化財保存活用基金事業</u> <u>（11）</u>（略） 3（略） 第3条～第7条（略） <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 5 年 9 月 定 例 会

議案の
件 名

議案第 9 2 号
京丹後市文化財保存活用基金条例の制定について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ **条例**
その他（ ）

《政策等の概要》 本市の貴重な文化財について、京丹後市文化財保存活用地域計画に基づき、保存及び活用を推進するにあたり、必要な財源を確保し、当該事業を推進するため、京丹後市文化財保存活用基金を設置するとともに、あわせて、ふるさと応援寄付金条例を一部改正し、寄附金の使途指定先に本基金を追加するものである。	《市民参加の状況》 有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）														
	《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）														
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源									
	※令和5年度積立額					10,000									
	10,000														
《政策等の必要性》 京丹後市文化財保存活用地域計画に基づく事業を推進するにあたり、将来にわたって一定の財政負担が想定される中、本基金を設置することで、寄附金等の財源をより効果的に確保、活用することが可能となり、本市の貴重な文化財の保存及び活用の推進に資することができる。	《将来にわたる効果及び経費の状況》 本条例を制定することにより、将来にわたって文化財の保存及び活用にかかる財源を効果的に確保、活用することが可能となる。														
《提案に至るまでの経緯》 令和4年12月16日 京丹後市文化財保存活用地域計画文化庁認定 令和5年 6月28日 文化財保存活用地域計画推進協議会 令和5年 8月 8日 例規審査委員会 令和5年 8月22日 教育委員会臨時会	《総合計画等の整合》 <table><tr><td>総合計画 計画項目</td><td>28</td><td>芸術・文化を活かしたまちづくりの推進</td></tr></table> ○その他の計画(該当する場合のみ) <table><tr><td>計画名称</td><td>京丹後市文化財保存活用地域計画</td></tr><tr><td>策定年度</td><td>令和4年度</td></tr><tr><td>計画期間</td><td>令和5年度～令和9年度</td></tr></table>						総合計画 計画項目	28	芸術・文化を活かしたまちづくりの推進	計画名称	京丹後市文化財保存活用地域計画	策定年度	令和4年度	計画期間	令和5年度～令和9年度
総合計画 計画項目	28	芸術・文化を活かしたまちづくりの推進													
計画名称	京丹後市文化財保存活用地域計画														
策定年度	令和4年度														
計画期間	令和5年度～令和9年度														
《政策等の実施時期》 公布の日から施行する。	担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）										
	教育委員会事務局		文化財保存活用課		有 無										